

2012年11月19日

福井県議会議長 吉田 伊三郎様

市民オンブズマン福井代表幹事 吉川 健 司

政務活動費条例改定に対する申入れ書

1 政務調査費についての根拠規定の改定

2012年8月29日に改定された地方自治法100条14項は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について従前の「議員の調査研究に資するため」に「その他の活動」を付加した。これを受けて改定される条例の定め方によっては、政務調査以外への支出を許容する結果をもたらしかねない。

2 政務調査費支出の現状

現状において、政務調査費の支出に関する議員の認識は問題が多い。目的外支出、ずさんな事務処理等、政務調査費制度の趣旨を理解していないと考えられる違法な支出は枚挙に暇がない。

例えば、直近の1年間に特に問題となった事例だけでも、議員の調査研究との関係が全く不明の200冊近い書籍を購入した事例、多額の旅費を費やして観光旅行にしか見えない“視察”を行った事例等々が存在する。

また2009年度においては、県政報告会において、会費を徴収しながら、経費として50万円超を支出した事例もあった。(住民訴訟の提訴後、自主的に返還したことは違法性を自認したものといえる。)

3 本法改定は使途拡大を許すものではない

名称が「政務活動費」となっても、その支出根拠は議員の調査権限を定めた地方自治法100条である以上、「その他の活動」が加わっても「調査研究」が主目的であることに変わりはない。上記のように違法支出が蔓延する状況の下で、法改定に安易に便乗し、政務活動費の使途を調査研究以外に拡大することを容認する条例改定を行うことは、税金の無駄遣いを追認するに等しく、市民の厳しい批判は免れない。

以上の認識に立って、以下の2点を申し入れる。

- 1 地方自治法100条14項の改定に基づく「政務活動費」に関する条例の改定に当たっては、従前の使途を拡大することなく、政務活動費の使途基準を厳格に制限すること。
- 2 同じく改定された同法100条16項「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする」については、その趣旨を重く受けとめ、透明性の確保に関する新たな規定を設けること。

910-0004 福井市宝永4-9-15 (千葉ビル3階) 泉法律事務所気付
市民オンブズマン福井
FAX(0776-30-1373)/TEL(090-9441-6149)

以上